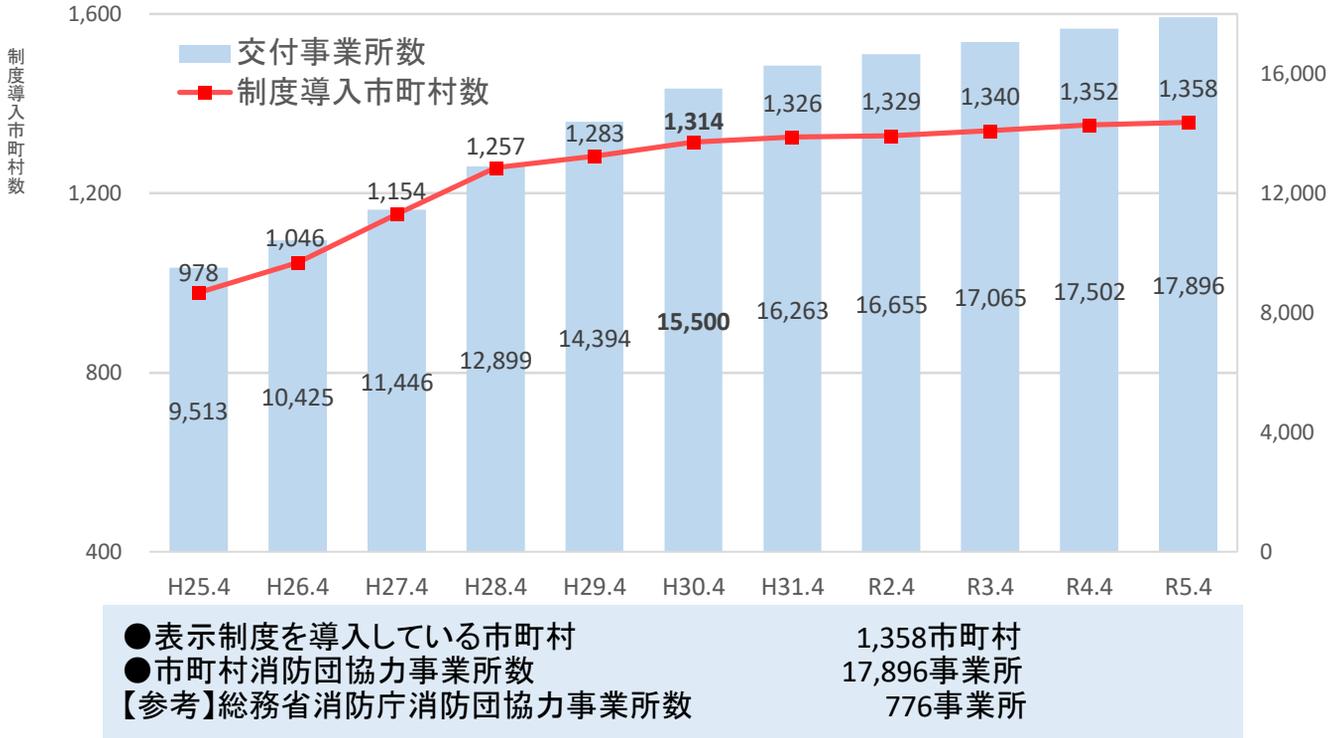
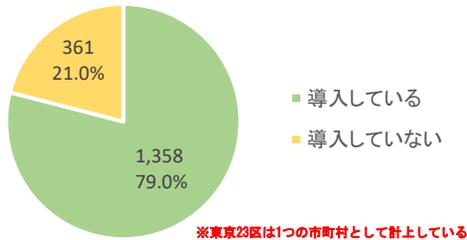


消防団協力事業所表示制度の導入状況等について (令和5年4月1日現在)

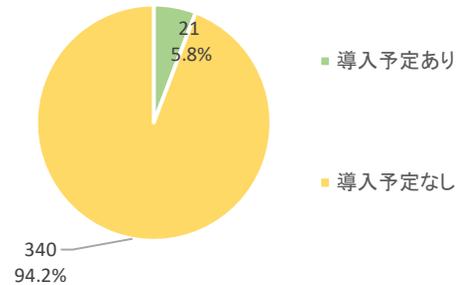
制度導入市町村・交付事業所推移



問1 制度を導入しているか (調査対象1,719市町村) ※



問2 問1で「導入していない」と回答した361市町村の今後の導入予定について



～導入を検討していない主な理由～ (複数回答)

- ・認定の対象となり得る事業所が少ない、又はない
- ・現業務が多忙なため対応できない
- ・現時点で事業所から十分な協力が得られている
- ・事業所のみを対象とした制度は導入できない
- ・制度に対して事業者の理解が得られない
- ・制度を導入しても、優遇措置を設定できない
- ・管轄外の事業所に通勤している団員も多い
- ・必要性や効果があると思わない
- ・既に消防団員が十分に確保できている
- ・制度についての知識が浅く、導入するという議論に至らない

<消防団協力事業所表示制度>

事業所として消防団活動に協力することが、その地域に対する社会貢献及び社会責任として認められ、当該事業所の信頼性の向上につながることで、地域における防災体制が一層充実する仕組み。

【認定要件】 **【市町村消防団協力事業所】** (次のいずれかに該当すること)

- 市町村によって要件は異なるが、概ね次のとおり
- ・従業員が消防団に相当数入団していること
 - ・従業員の消防団活動に積極的に配慮していること
 - ・災害時に資機材等を消防団に提供するなど協力していること
 - ・従業員による機能別分団等を設置していること 等

【総務省消防庁消防団協力事業所】 (次の全てを満たすこと)

- ・市町村消防団協力事業所の認定を受けていること
- ・消防団員が従業員等の概ね1割以上いること (最低5人以上)
- ・消防団活動への配慮に関して内規等に定めていること 等



市町村マーク
(シルバーマーク)

消防団協力事業所に対する支援策

(1) 自治体による支援策の実施状況

<都道府県 30府県>

①減税 3県

- ・ 法人事業税等の減税
減税限度額 10万円（長野）、
100万円（静岡）、
100万円（一定の要件の場合200万円）（岐阜）

②金融 6県

- ・ 県制度融資信用保証料割引（宮城、福島、山梨、三重）
- ・ 中小企業振興資金における貸付利率の優遇（長野）
- ・ 中小企業制度融資（山梨、島根）

③入札 25府県

- ・ 入札参加資格の加点 ・ 総合評価落札方式の加点 など
（青森、宮城、山形、栃木、群馬、埼玉、新潟、富山、石川、福井、
山梨、長野、岐阜、静岡、三重、京都、島根、広島、山口、徳島、
高知、福岡、長崎、熊本、宮崎）

④その他 19県

- ・ 消防団員雇用貢献企業報奨金制度（岐阜）
- ・ 表彰制度（宮城、秋田、千葉、新潟、富山、石川、福井、山梨、
長野、岐阜、三重、兵庫、広島、山口、徳島、愛媛、
福岡、佐賀、長崎）
- ・ 都道府県主催防災士養成講座の受講（愛媛）

<市町村 428市町村>

①入札 278市町村

- ・ 入札参加資格の加点 ・ 総合評価落札方式の加点 など

②その他 173市町村

- ・ 消防団協力事業所報奨金制度
- ・ 防災行政無線戸別受信機の無償貸与
- ・ 表彰制度
- ・ 広報誌広告掲載料の免除
- ・ 消火器の無償提供
- ・ 防災ラジオの無償貸与

(1) 自治体による支援策の具体例

<① 減税制度> ※千円単位

【長野県】消防団活動協力事業所応援減税

1. 減税内容 (平成19年4月施行、令和4年4月一部改正)

法人事業税(法人)、個人事業税(個人事業主) ⇒ 税額の2分の1を減税(減税限度額:10万円)

2. 対象となる法人・個人事業主

- ① 県内に事業所等を有し、かつ、すべての事業所等が表示制度の認定を受けているもの。
- ② 県内の事業所等における消防団員数が、資本金3,000万以下の法人及び個人事業主は2人以上、資本金3,000万円超1億円以下の法人は3人以上、資本金1億円超の法人は5人以上であること。
- ③ 消防団活動に対する配慮が規定された就業規則等が整備されていること。

3. 適用実績 ※令和4年度実績

・法人 58件 減税額 550万円 ・個人事業主 0件 減税額 0円

【静岡県】消防団活動に協力する事業所等に対する事業税の軽減措置

1. 減税内容 (平成24年4月施行、平成28年4月一部改正)

法人事業税 (資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は出資金の額が1億円を超える特別法人)、個人事業税(個人事業主) ⇒ 税額の2分の1を減税(減税限度額:100万円)

2. 対象となる法人・個人事業主

- ① 県内の事業所等のすべてが表示制度の認定を受けているもの。
- ② 県内の事業所等における労働者等のうち、消防団員が1名以上(出資金の額が1億円超の特別法人にあっては3名以上)いること。
- ③ 消防団活動に対する配慮が規定された就業規則等が整備されていること。

3. 適用実績 ※令和3年度実績

・法人 225件 減税額 1億3,990万1千円 ・個人 28件 減税額 615万7千円 計 253件 1億4,605万8千円

【岐阜県】消防団協力事業所支援減税制度

1. 減税内容 (平成28年4月施行)

法人事業税・個人事業税 ⇒ 税額の2分の1を減税(減税限度額:100万円)
(消防団員数が使用人等の10分の1以上である場合は200万円を限度)

2. 対象となる法人・個人事業主

- ① 県内に事業所等を有し、かつ、その全ての事業所等が表示制度の認定を受けていること。
 - ② 県内の事業所等の労働者等に消防団員が1名以上いること。
 - ③ 消防団活動に配慮した規定(就業規則等)を整備していること。
- ※法人にあっては、資本金又は出資金の額が1億円以下又は出資を有しないもの。

<② 金融制度>

【宮城県】県制度融資信用保証料割引

1. 制度内容（平成28年4月創設、平成30年4月一部改正）

新技術や新製品、新たな事業展開、事業承継といった「前向きな取組」を図る中小企業者等対象の融資制度。

⇒ 融資限度額 [運転・設備資金]3,000万円

償還期間 運転・設備資金とも7年以内(据置期間2年以内)

2. 対象者

市町村が定める消防団協力事業所の認定を受けている事業所

3. 信用保証料割引

通常0.45%～1.59%の信用保証料率を0.2%引き下げるもの。

【福島県】「ふくしま産業育成資金」における信用保証料率の優遇

1. 制度内容（平成22年4月創設、消防団協力事業所認定の対象は平成30年4月から）

事業活動及び設備等整備に必要な資金を、県、金融機関及び信用保証協会が連携して低金利で融資する制度。

⇒ 融資限度額 [設備・運転資金]5,000万円

2. 対象者

市町村が定める消防団協力事業所の認定を受けている事業所

3. 信用保証料割引

各信用保証率を、市町村より消防団協力事業所の認定を受けている場合に、0.1%優遇するもの。

【山梨県】成長やまなし応援融資

1. 制度内容（消防団協力事業所認定の対象は令和元年7月から）

事業運営に必要とする資金を、金融機関及び信用保証協会と県が協調して融資する制度。

⇒ 融資限度額 [設備資金]1億円[運転資金]2,000万円 一企業限度額1億円

2. 対象者

市町村が定める消防団協力事業所の認定を受けている事業所

3. 信用保証料割引

各信用保証率を県が半額補助するもの。

【長野県】中小企業融資制度(中小企業振興資金)

1. 制度内容（平成28年4月新設）

事業活動に必要とする資金を、金融機関及び信用保証協会と県が協調して融資する制度。

2. 対象者

市町村が定める消防団協力事業所の認定を受けている事業所。

3. 貸付利率引き下げ

「しあわせ信州創造枠」として中小企業振興資金の各枠の貸付利率を0.2%引下げるもの。

4. 適用実績 ※令和4年度実績

件数 6件

【島根県】まち・ひと・しごと創生資金(人材投資・働き方改革等生産性向上枠)

1. 制度内容 (平成30年4月新設)

従業員の人材育成や労働環境の整備等による生産性向上に利用される資金を、県、金融機関及び信用保証協会が連携して低金利で融資する制度。

⇒ 融資限度額 [設備資金]8,000万円 [運転資金]5,000万円

2. 対象者

中小企業者又は組合等であって、市町村が認定した消防団協力事業所であること など

3. 融資利率

一般融資利率に対し、消防団協力事業所の認定を受けている場合(当該制度活用)は、低金利で融資を受けられる。

なお、毎年変動する固定貸付利率とは別に、信用保証料が必要になる。

<③ その他>

【岐阜県】消防団員雇用貢献企業報奨金制度

1. 制度内容 (平成30年4月創設)

過疎地域の消防団員を雇用する企業で前年度より団員数が増加となる企業に、報奨金を交付する制度。

⇒ 雇用する過疎地域の消防団員数: 増加人数1名あたり10万円交付、入替人数1名あたり5万円交付

2. 対象となる法人・個人事業主

- ① 県内に事業所等を有し、かつ、その全ての事業所等が表示制度の認定を受けていること。
- ② 申請年度の前年度の4月2日以降、県内の「過疎地域の消防団員」(過疎地域の全部又は一部を管轄区域として、活動するものに限る。)を被雇用者等として新たに確保していること。

※「新たに確保」とは、次のことを言います。

1. 被雇用者等が、新たに過疎地域の消防団員となった。
2. 過疎地域の消防団員が、新たに被雇用者等になった。

- ③ 消防団活動に配慮した規定(就業規則等)を整備していること。

- ④ 事業税の課税業種であること。

※法人にあっては、資本金又は出資金の額が1億円以下又は出資を有しないもの。